案 麻薬 新旧対照条文 目、麻薬原料植物、 1次 向精神薬及び麻薬向精: 神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締 法施 行令の一 部 を改 正する政令

麻薬及び向精神薬麻薬、麻薬原料植 取物、締 締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号)(抄)(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・ 向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号) (抄) (第 一 · . 条 . 関 · · · · · · · · 4 1

 \circ

〇 麻

麻 薬、 麻薬原料 植 物、 向精神薬及び 麻薬向精神薬原料を指定する政令 (平成二年政令第二百三十八号)

(抄)

、傍線部分は

改正部分)

第三条 第 百二~百四 (略) ニュースイミダゾール及びその塩類 ノ) エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 ノ) エチル―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 五十八 神薬に指定する。 百五 六十九~百 第七十五号の規定に基づき、 百六~百六十二 三十二~五十七 (向精神薬) 条 麻 ~六十九 クロ ~ 三 十 ―イル=アセテート及びその塩類 ロパ メチル―三―ペンチル―六H―ジベンゾ [b・d] ピラン― フェニル) 十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)別表第 法別表第三第十一号の規定に基づき、 ン―一ーオン及びその塩類 ヘキサノン及びその塩類 ~六十七 八―ブロモ―一―メチル―六―フェニル 六a・七・八・十 改 (略) ジメチルアミノー (略) (三)―クロ (略) 一一フルオロフェニル) ンタン― (略) (略) (略) 口 フ a | エニル) オン及びその塩類 正 テトラヒドロ―六・六・ = 四 | メ 次に掲げる物を向精 (メチルアミノ) シ (メチルアミノ) プ チレンジオキシ 应 案 Η 九 s | ートリ トリ 第三条 第一条 九十八~五 神薬に指定する。 第七十五号の規定に基づき、 三十一~五十六 六十六~九十七 五十七~六十 百一~百五十 一 三 十 **新** (新設) (新設) (麻薬) (向精神薬) (新設) ~六十九 (新設) 設) 麻薬及び向精神薬取締 法別表第三第十一号の規定に基づき、 百 現 (略 七 Ŧī. (略 略 略 略 略 略 法 次に掲げる物を麻薬に指定する。 (以下「法」という。 次に掲げる物を向精 行 別表第

二十二 二―メチルプロピル=二―メチル―三―(三・四―メチびその塩類 レンジオキシフェニル)オキシラン―二―カルボキシラート及二十一 一―メチルプロピル=二―メチル―三―(三・四―メチの塩類	十八 プロピル=ニーメチル―三― (三・四―メチレンジオキシ フェニル) オキシラン―ニ―カルボキシラート及びそ 1十	エニル) オキシラン―二―カルボキシラート及びその塩類 十七 ブチル=二―メチル―三― (三・四―メチレンジオキシフ 十四〜十六 (略)	大〜九 (略) 大〜九 (略)	ニル) オキシラン―ニ―カルボキシラート及びその塩類	七十一~七十九 (略) 類 アゾロ [四・三一a] [一・四] ベンゾジアゼピン及びその塩
(新設)	(新設) (新設)	(新設) 九 (略) 九 (略)	(新設) (新設) (新設)	(新設) 「一〜四」(略) 「一〜四」(略) 第四条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向第の条 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向	七十~七十八 (略)

- 3 -

	レンジオキンフェニル)オキンラン―ニ―カルボキンラート及二十一 一―メチルプロピル=二―メチル―三―(三・四―メチの塩類	ジオキシフェニル)オキシラン―二―カルボキシラート及びそ二十	フェニレ)オキンラン―ニ―カレボキンラート及びその塩質十八 プロピル=ニ―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシェニル)オキシラン―ニ―カルボキシラート及びその塩類 エニル フチル=ニ―メチル―三―(三・匹―メチレンシオキシフ	- ハー・ハー・ハー・トー・ステース (略) パー・スー (略) パー・パー・パー・パー・オン及びその塩類 の塩類	チレンジオキシフェニル) オキシラン―二―カルボキシラート十二 一・一―ジメチルエチル=二―メチル―三― (三・四―メルボキシラート及びその塩類	──────────────────────────────────	五 エチル=二―メチル―三―(三・四―メチレンジオキシフェー〜四 (略) 四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。 第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)第二条第(特定麻薬向精神薬原料)	改正案
(新設)	(新設)	(新設) 十三 (略)	(新設)	(新設) (新設)	(新設)	(新設) 五〜九 (略)	(新設) 一〜四 (略) 四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。 四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。 第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)第二条第(特定麻薬向精神薬原料)	現

二十三~二十七 (略)びその塩類レンジオキシフェニル)オキシラン―二―カルボキシラート及

十四~十八

略)